

仮運転免許事務処理要領の制定について

平成 6 年 7 月 11 日
例規（試・免）第 14 号
警 察 本 部 長

〔沿革〕 平成11年2月例規（試・免）第3号 平成12年1月例規（試・免）第1号
平成15年1月例規（試） 第1号 平成19年3月例規（警） 第33号
平成19年6月例規（千免） 第52号 平成21年1月例規（警） 第3号

仮運転免許事務処理要領の制定について（昭和59年例規（試験・免許）第14号）の全部を次のように改正し、平成6年8月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、この要領の実施前にした改正前の仮運転免許試験の実施及び仮運転免許証の交付に関する事務は、改正後の要領の規定に基づいてしたものとみなす。

記

仮運転免許事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第89条に規定する運転免許試験のうち、仮運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）の実施及び仮運転免許証の交付に関し必要な事項を定める。

第2 運転免許本部における仮運転免許事務の取扱い

交通部運転免許本部における仮運転免許事務の取扱いについては、運転免許事務取扱要領の制定について（平成14年例規（免・試）第46号）に規定する運転免許事務の取扱いの例による。

第3 指定教習所における仮運転免許事務の取扱い

1 指定教習所に対する事務の委託

法第108条の規定により、委託することができる免許関係事務のうち、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）に係るものは、指定教習所の教習を受けている者（以下「教習生」という。）に対する仮免許試験の実施及び仮運転免許証の交付に関する事務とする。

2 委託契約

指定教習所に対する事務の委託は、各年度ごとに千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と指定教習所との契約により行うものとする。

3 指定教習所に対する委託事務の処理

指定教習所に委託した事務は、「指定自動車教習所における仮運転免許事務処理要領」（別添）に基づき処理させるものとする。

第4 署における事務の処理

1 仮免許試験の結果の判定

(1) 指定教習所の所在地を管轄する警察（以下「所轄署」という。）の長（以下「所轄署長」という。）の行う仮免許試験の結果判定は、指定教習所の管理者（以下「管理者」という。）から当該試験の受験者名簿、仮運転免許申請書、解答用紙及び採点結果の提出を受けるとともに、仮免許試験の実施結果を報告させて行うものとする。

(2) 所轄署長は、管理者から仮免許試験実施結果の報告を受けたときは、警部補以上の階級にある警察官であって、仮免許試験結果を確認するものとしてあらかじめ指定し

た者に当該仮免許試験の実施結果を確認させ、結果に誤りがないときは、受験者名簿に合格又は不合格の表示を行うとともに、判定者欄に確認者印を押印して、これを管理者に返還するものとする。

2 仮運転免許証への押出しスタンプ（本部長印）の押印

- (1) 所轄署長は、仮免許試験の結果を判定したときは、指定教習所の管理者から作成した合格者の仮運転免許証を提出させ、これを当該合格者の氏名等と照合した上で仮運転免許証の免許名義人写真部分に押出しスタンプを押印し、返還するものとする。
- (2) 押出しスタンプは、千葉県警察の公印に関する訓令（平成19年本部訓令第15号）別表に掲げる5号印（刻印）を写真の下部におおむね2分の1をかけて押印するものとする。

3 仮運転免許証用紙の配布

- (1) 仮運転免許証用紙（以下「仮免許証用紙」という。）は、運転免許本部千葉運転免許センター長（以下「千葉運転免許センター長」という。）から所轄署長に送付し、所轄署長はこれを指定教習所の管理者に配布しなければならない。
- (2) 所轄署長は、仮免許証用紙の送付を受けたとき及びこれを管理者に配布したときは、「仮運転免許証用紙受払簿（甲）」（別記様式）によりその経過を明らかにしておくものとする。

4 手数料納入の確認及び千葉県収入証紙への消印

所轄署長は、仮免許試験の結果判定の際に提出を受けた仮運転免許申請書に試験手数料及び仮運転免許証交付手数料としてちょう付した千葉県収入証紙を確認し、消印した上で、当該仮運転免許証申請書を管理者に返還するものとする。

第5 仮免許試験の立会等

千葉運転免許センター長又は所轄署長は、委託事務を適正に処理させるため、警察職員を指定し、指定教習所において行う仮免許試験に年1回以上立ち会い、又は仮免許試験問題及び仮免許証用紙の保管管理状況その他必要事項を随時調査し、指導するものとする。

以下様式省略